

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)  
第181号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 ほか

被告 金井 豊 ほか

## 第13準備書面

—関電・中電との供給契約の終了—

2021年9月22日

富山地方裁判所 民事合議C係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正明



### 1 関電・中電との供給契約の終了

(1) 北陸電力株式会社（以下北電という）は、志賀原発2号機（以下2号機という）の建設前の1996年3月に中部電力株式会社（以下中電という）・関西電力株式会社（以下関電という）との間で2006年3月の2号機の運転開始時から、最大出力135万8千kWのうち、中電と関電合わせて最大60万kWを供給する契約を締結していた。中電、関電は受電量に応じて北電に料金を支払うほか、運転状況にかかわらず、原発の保守管理に必要な費用の一部を負担することになっていた。

ところが、その契約期間は15年間のため、今年3月が契約期限で、この契約が3月末で終了していたことが、今年7月になって判明した。（甲44号証、2021年7月15日北陸中日新聞）

(2) 北電の松田光司社長は今年7月29日の会見で、関電と中電が2号機から電力を購入する契約が3月末で終了したことについて「2号機は135万kWという大きな出力なので、一社の需要では使いきれない。」「われわれで使い切れない電力をどうするかは今後検討していく必要がある」と述べている。（甲45号証、2021年7月29日北陸中日新聞）

### 2 北電・被告らの情報非開示

(1) 関電・中電との供給契約の終了の事実は、今年6月の関電の株

主総会において、明らかにされたために判明したものである。(甲 46 号証、2021 年 7 月 16 日北陸中日新聞)

ところで、北陸電力の今年 6 月の株主総会では原告ら株主が事前に書面による質問で、この供給契約は解消することを検討したらどうかと質問していたにもかかわらず(甲 47 号証)回答がなされなかったものであるが、期せずして関電の株主総会で明らかとなつたのである。

- (2) 北電の株主総会の時点では既に契約は終了していたのであるから、株主の質問に応じて株主総会でその旨を報告し、この契約の終了による損失や 2 号機再稼働への影響などを報告すべきであるにもかかわらず、取締役である被告らはそもそも契約終了事実を秘して一切議論せず、前記の通り 7 月下旬になり社長が記者会見であいまいな所見を述べるに至つたのである。
- (3) この経過からは、北電や被告らが情報を開示せず、独断的に事業を遂行する体質が見られるものである。

この訴訟で、取締役である被告らは株主総会で決められた事項を遂行することが、取締役としての義務である旨たびたび主張しているが、株主の質問に対しても何ら必要な説明をせずに株主総会を開催し、その上で会社提案議決案を議決させ、取締役である被告ら自らが株主総会を形骸化させていることがこの経過からも明らかである。

### 3 電力需給からの 2 号機再稼働の不要性

- (1) 報じられている北電・関電・中電 3 社の契約締結の時期と 2 号機建設計画の進捗状況を確認すると、以下の経過となる。(甲 48、49、50 号証)

3 社の契約締結	1996 年 3 月
第 1 次公開ヒアリング	1996 年 11 月 21 日
電源開発調整審議会決定	1997 年 3 月 27 日
第 2 次公開ヒアリング	1998 年 10 月 16 日
原子炉設置許可	1999 年 4 月 14 日
着工	同 年 8 月 27 日
営業運転	2006 年 3 月 15 日
運転停止	2011 年 3 月 12 日～現在

この経過を見ると、3 社の供給契約は 2 号機が設置許可を受け

る 3 年も前に、しかも第 1 次公開ヒアリングにさえ先立って締結されているのである。

- (2) 又 2004 年 6 月の北電の株主総会において当時の新木富士雄社長は、2 号機の出力についての質問（回答からみて出力 135 万 8 千 kW は大きすぎるのではないかとの趣旨と想定される）に対し、135 万 8 千 kW のうち関電・中電に運転開始後 5 年間は 90 万 kW、その後は 60 万 kW を供給することが決定している旨答弁していた。（甲 51 号証）

すなわち北電としては関電と中電への供給を前提に大出力の 2 号機を建設したとしていたのである。

- (3) これらの経過を見ると、大出力の 2 号機建設計画は、関電と中電が相当量の電力を買い取ることを前提にして開始されたことが明らかである。北電は 2008 年 6 月にタービンに整流板を設置したので、以降は定格出力は 120 万 6 千 kW となっているため（甲 52 号証、甲 53 号証）、中電・関電に供給される 60 万 kW は最大出力の半分にも相当するのである。

- (4) ところで、関電や中電が 2013 年と 2015 年に電気料金の値上げをした際に、経済産業省の審議会「総合資源エネルギー調査会」の電気料金を審査する委員会で、値上げ申請をしておきながら、志賀原発 2 号機が運転停止中であるにもかかわらず 2 号機の維持管理費などを北電に払ってきたことが「対価なき支払い」として問題視された。

しかし、同委員会は査定結果の「査定方針」において、契約書原本などを確認した結果として、志賀原発 2 号機については「共同開発であると認められる」と明記し、その結果「人件費、修繕費や減価償却費などの原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる」としている。（甲 54 号証、2015 年 6 月 13 日北陸中日新聞、甲 55 号証、甲 46 号証 2021 年 7 月 16 日北陸中日新聞）すなわち、国はこの時点では 2 号機は 3 社の共同開発と判断しているのであるから、2 号機の電力が、関電・中電に供給されるのはむしろ当然とされる。

- (5) 以上によると、北電単独の電力需給からすれば大出力の 2 号機建設の必要性そのものがなかったのである。このことは松田社長

の「2号機は一社の需要では使いきれない」との記者会見の言として表されているのである。

- (6) 現に北電の2021年の供給計画によると2020年の最大電力の推定実績は491万kWであるところ、今後の最大電力の需要予測は年々減少していく低下傾向であり、2030年度には遂に488万kWになると想定されている。(甲56号証、甲57号証10頁)

この傾向は、後記電力広域的運営推進機関による想定として、最大需要電力は「中長期的には、経済規模の拡大や電化の進展などの増加影響よりも、人口減少や省エネの進展などの減少影響の方が大きいと想定し、低下傾向に転じるものと想定した」とも一致するものである。(甲57号証7頁)

2号機が営業運転する2年前の2004年の最大電力は512万kWで、その年の供給力は579万kW供給予備率は13%であったが(甲58号証)、2020年の最大需要電力が16年前のそれと大差がないということは、関電や中電への供給義務がなくなった現段階では、北電独自の最大電力予測でも、加えて将来にわたり需要が減少していくことを前提としても、現段階では2号機再稼働は需要面からの必要性が全くないと言わざるを得ない。

- (7) 従って、そもそも2号機建設の必要性そのものがなかった上に、中電と関電との供給契約が終了した現段階において、電力需給の観点からは2号機の再稼働の必要性はないと言わざるを得ない。

#### 4 経済合理性からの2号機再稼働の不要性

- (1) 契約の一方当事者の中電の林欣吾社長は本年4月28日に記者会見を行い、以下のことを明らかにしている。(甲59号証)

中電も北電と同様に、福島原発事故後に浜岡原発(廃炉2基を除く3基で出力約361万kW)を停止して10年を経過したが、停止後はCO<sub>2</sub>排出が少ないLNG火力の増設等に加え、再生エネルギーの固定価格買取り制度導入を追い風に、再エネを10年度の9%から19年度の17%に拡大していた。その結果原発停止後の10年間に、中電が他社から緊急的な融通を受けたのは、16、17、20年に各1日、19年に2日の5日間だけで、いずれも落雷や風雪害で送電線が損傷したり、太陽光発電の出力が低下したりしたことが主な原因であった。寒波の影響で暖房需要が高まり電力需給が逼迫した昨冬も、中電が融通を受けたのは1日だけで東

北電力と並び最少だったことも明らかにしている。

この状況からすると、志賀原発 2 号機が仮に再稼働されても、需給面からみれば中電としては北電との再契約の必要はないと考えるべきである。

- (2) もう一方の契約当事者である関電は、その経理的な逼迫状況からみて、停止中でも維持管理費を北電に支払うような契約に応じる余裕はないし、電力需要が、低下しつつある現状の中、特に中電よりも電力需要の低下が予想されている関電にとっても、北電との再契約の必要はないのである。(甲 57 号証 10 頁)
- (3) 又、いわゆる電力自由化(電力システム改革)により電力広域的運営推進機関が設立され、電力供給は、従来の 9 電力による地域独占体制ではなくて広域での供給体制に移行しつつあるので、現状の需給状況では仮に 2 号機が再稼働することがあっても、そもそも関電も中電も 3 社契約を締結する必要はない
- (4) 3 社の供給契約の中では「定めのない事項もしくはより難しい事項が生じたときは、誠意をもって 3 社協議する」と取り決めていることである(甲 46 号証)。本来であれば、2 号機が停止中で 2021 年に契約期限がくるとすれば再契約もしくは自動更新が検討されているはずである。仮に停止中で再稼働が原子力規制委員会で審査中であることを考慮しても、従前契約と同様に再稼働してからの電力供給にするとか、停止中の維持管理費の関電や中電の負担を軽減又は免除するなどは可能であったにもかかわらず、再契約はされずに契約が終了しているのは、上記(1)～(3)の事情が理由と考えられる。
- (5) その結果、大出力の 2 号機が再稼働すれば、北電は「使い切れない電力」(松田社長談)を持て余すだけではなく、加えて多額の負担を強いられることは必定であり、このことが再稼働の是非の判断に大きな影響を与えることとなる。
- (6) すなわち北電は、3 社の供給契約終了により、供給義務による売電収入や停止中にもかかわらず支払われていた維持管理費収入を喪失したのである。

この維持管理費は、「電気料金はなぜ上がるのか」(甲 60 号証 9 頁)によると、2011 年度で関電は 250 億円前後、中電は 200 億円前後を支払ったとされている。

尚、この当時の支払額の「内訳のなかで、最も多いのは、発電所などが古くなつて資産価値が年々下っていくことを費用として処理する「減価償却費」で「相手方（北電）が実際にはお金を支払っていなくとも企業の会計上発生している費用を負担している。」次に多いのが「諸費」で原発が止っている期間が長引き安全対策関連費が増加しているからとされている。（甲 61 号証 8 頁、甲 60 号証 6~7 頁）

最近では、関電の支払額は、年間 150 億円程度に上ると推定されている。（甲 46 号証）尚、2012 年の関電の電気料金値上げの資料の中に、60 万 kW は中電 4 関電 5 の比率により配分・受給することが供給契約で規定されていると記されている。（甲 61 号証 9 頁）。これを前提に仮に関電が約 150 億円であれば中電の支払額は約 120 億円となる。

志賀原発の維持管理費は原発が運転停止中であつても年間 450 億円とされるのであるから、関電の 150 億円に加え中電の 120 億円、合計 270 億円の支払額の喪失は大きな損失となる。

ちなみに、北電の 2020 年度の経常利益は 123 億円であるから（甲 62 号証）、関電・中電の 2 号機維持管理費の損失が経営に重大な影響を及ぼすことは容易に想定できる。

- (7) 従つて再稼働に固執して、停止中も発生している維持管理や追加安全対策などに多額の投資を続けても、その投資さえ回収できないだけでなく、経営に重大な影響を及ぼす可能性があり、経済合理性の観点からも再稼働の必要性はない。

## 5 求釈明

上記を踏まえ、原告らは、被告ら及び北陸電力に対し、以下の釈明を求める。取締役会議事録、配布資料及びその資料の基礎となった資料を合わせて回答されたい。

- (1) 関電、中電との前記供給契約の内容を明らかにされたい。尚内容に変更があればその全部。更に契約書を開示されたい。
- (2) 関電、中電に対する上記供給契約による供給電力ないしは電力量を毎年明らかにされたい。
- (3) 関電、中電により上記供給契約により支払われた維持管理費の総額と、内訳を毎年明らかにされたい。
- (4) 上記供給契約の解消により、2 号機再稼働に与える影響を改め

て取締総会で検討したか。された場合は、その際の検討の内容を明らかにされたい。

- (5) 上記供給契約の終了を本年 6 月の株主総会で報告されなかつた理由を明らかにされたい。

以 上